福岡県 県土整備部では、福岡県が管理する道路において
さわやか道路美化促進事業を実施しています。

開始までの手順

1. 活動する所管の県土整備事務所又は、地元市町村役場にて申込書類等を入手します。
2. 申込書に必要事項を記入し、活動する所管の土木事務所又は地元市町村役場へ提出します。
3. 活動する所管の県土整備事務所又は地元市町村役場から、「実施団体」の認定を受け、協定を結びます。
4. 必要な道具を受け取り、担当する区域での活動を始めます。
5. 毎年３月末日までに当該年度分の活動実績を、市町村を通じ活動する所管の県土整備事務所に報告します。

お問い合わせ・連絡先

福岡県土整備事務所 用地課管理係 092-641-1196	福岡県土整備事務所前原支所 庶務課 092-322-2961	久留米県土整備事務所 用地課管理係 0942-44-5505	南筑後県土整備事務所 用地課管理係 0944-41-5113	南筑後県土整備事務所柳川支所 庶務課 0944-72-4155
直方県土整備事務所 用地課管理係 0949-22-5617	京築県土整備事務所 用地課管理係 0979-82-3351	京築県土整備事務所行橋支所 庶務課 0930-23-1746	朝倉県土整備事務所 用地課管理係 0946-22-4181	八女県土整備事務所 用地課管理係 0943-22-6984
北九州県土整備事務所 用地課管理係 093-691-2764	北九州県土整備事務所宗像支所 庶務課 0940-36-2005	田川県土整備事務所 用地課管理係 0947-42-9112	飯塚県土整備事務所 用地課管理係 0948-21-4934	那珂県土整備事務所 用地課管理係 092-513-5563

福岡県 県土整備部 道路維持課管理係 ☎092-643-3653

FUKUOKA

さわやか道路美化促進事業

地域の皆さんが行う道路美化運動を支援します。

福岡県 県土整備部

あなたもボランティア活動に参加しませんか!!

参加団体（ボランティア）
清掃活動や植樹の管理

参加団体は、活動区間を設定し、定期的な美化活動を行います。

市町村
参加団体との連絡窓口、ゴミの処理

- ●参加団体の募集協力
- ●回収ゴミの処理

県土整備事務所
表示板の設置、清掃用具の支給、安全指導、傷害保険への加入

参加団体名等を入れた表示板を実施区域に設置します。
清掃や植樹の手入れに使用する道具を配付します。
参加団体への安全指導を行います。
傷害保険への加入を行います。

参加団体の推薦

参加団体

協定

市町村

福岡県
<県土整備事務所>

連携・協力体制の確立

- ● 地域の歩道に設置された植樹帯などの美化や歩道の清掃を、個人または町内会、自治会、商工会、企業、小中学校その他の団体が『参加団体』となりボランティア活動を行います。
- ● 個人または町内会、自治会、商工会、企業、小中学校その他の団体など、誰でも「参加団体」になれます。中学生以下の子供が主体の場合は、安全確保のため、大人の保護者が必要となりますので、活動内容に応じた人数の大人の保護者を加えるようにお願いすることがあります。
- ● 地域のみなさんが、道路の清掃や美化活動に参加することによって、次のようなことがアピールできます。
  - ・道路利用者のマナー向上（ドライバーや歩行者に「ポイ捨て禁止」のメッセージを伝えます。）
  - ・魅力ある地域づくり（地域のコミュニティー活動が活性化し、よりよい生活環境が形成されます。）

宇美町パトロール実施報告書

令和7年1月9日AM9:30出発　走行距離8km

パトロール実施個所　宇美町役場出発
①宇美二丁目　小林酒造横⇒②下宇美　おかべ小児科横⇒
③上宇美　中央公民館前⇒④障子岳　浄水場横⇒
⑤貴船一丁目　ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目　役場裏

会社名	救命講習修了証
イサムコーポレーション(株)	第44-004号
事務局	第43-013号
合計	

車両写真

①宇美二丁目　小林酒造横	②下宇美　おかべ小児科横
危険個所詳細	危険個所詳細
特になし	草木多い
無	

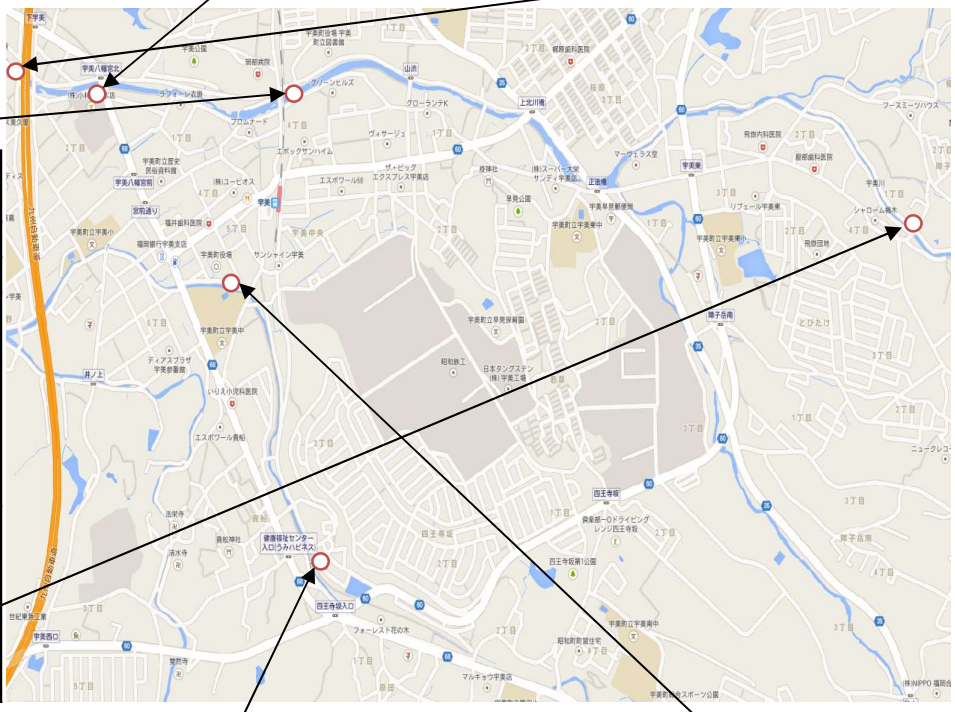

③上宇美　中央公民館前
危険個所詳細
草木多い

④障子岳　浄水場横	⑤貴船一丁目　ちびっこ運動広場横	⑥宇美五丁目　役場裏
危険個所詳細	危険個所詳細	危険個所詳細
草木多い	特になし	特になし
	無	無

様式第3号（第3条関係）

都市公園使用・占用許可書

6宇環第１０６３号
令和6年１２月１９日

申請者
住所　福岡市中央区那の川二丁目７番２－５０４号
氏名　一般社団法人　２１・建設クラブ・福岡
代表理事　池尻　努　殿

宇美町長　安川　茂伸

宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため
使用・占用の期間	令和７年　１月　９日　令和７年　２月１３日 令和７年　２月２０日　令和７年　２月２７日 令和７年　３月　４日　令和７年　３月　６日 令和７年　３月１１日　令和７年　３月１３日 令和７年　３月１９日　令和７年　３月２７日　１０日間 ９時３０分　から　１０時３０分　まで　１時間
公園名	ちびっこ運動広場
使用・占用の内容	４００㎡
使用・占用料	宇美町都市公園条例施行規則第１２条第３号の規定により免除
許可の条件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。

※　設置物件等が電柱等である場合において、複数本のものを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。